

山口市防犯灯設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等地域団体（以下「自治会等」という。）が実施する防犯上必要とする街路灯等（以下「防犯灯」という。）の新設、取替、修繕及び更新（以下「設置等」という。）に対する山口市防犯灯設置等補助金（以下「補助金」という。）の交付に關して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- (1) 新設 防犯灯がない箇所に新たにLED防犯灯を設置すること。
- (2) 取替 LED以外を光源とする既設の防犯灯をLED防犯灯に交換すること。
- (3) 修繕 既設のLED防犯灯の破損、故障等により照明器具の一部（付属の自動点滅器を含む）を修理又は交換すること。
- (4) 更新 既設のLED防犯灯を機能の低下、劣化等により新たなLED防犯灯に交換すること。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとして、自治会等が設置を行う事業（以下「事業」という。）とし、補助対象経費は、防犯灯の設置等に係る経費（以下「事業費」という。）とする。

- (1) 夜間における犯罪を防止することを主な目的とする自治会等が維持管理するもの
- (2) 道路を広く照らすもの
- (3) 終夜点灯するもの

2 補助金の額は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとし、各年度の予算の範囲内で交付する。なお、算出した補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 自治会等が防犯灯を新設又は取替を行う場合 1灯につき28,000円（専用柱の設置を伴う場合は46,000円）を限度額として事業費の3分の2
- (2) 自治会等が設置した防犯灯を修繕又は更新する場合 1灯につき18,000円（専用柱の設置を伴う場合は36,000円）を限度額として事業費の2分の1

(設置等計画書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は、事前に防犯灯の設置等の工事計画（見積書及び当該防犯灯の設置等の場所の略図添付）を市長に届け出なければならない。

(補助対象防犯灯数の決定)

第5条 市長は、前条の規定により計画書が提出されたときには、その内容を審査し、適当と認めるときは補助対象灯数等を決定の上、受付押印し、防犯灯設置等補助対象灯数確認書を申請者に交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 前条の規定による確認書の交付を受けた申請者は、4月1日から翌年2月末日までの間に、防犯灯設置等補助金交付申請書(様式第1号)に防犯灯設置等補助対象灯数確認書及び必要書類を添付して市長に提出するものとする。

(補助金の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金額を決定の上、防犯灯設置等補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、事業計画に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、防犯灯設置等(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出して承認を受けなければならない。この場合において、事業計画の内容の変更にあつては、変更後の箇所図及び見積書の写し(変更灯数及び設置等の内容の明示されたもの)を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、変更が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、中止の場合においても防犯灯設置等補助金(変更交付・中止)決定通知書(様式第4号)によりその旨を通知する。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、事業完了後、30日以内又は交付決定を受けた年度の3月31日までのいずれか早い方の期日までに市の指定する請求書に工事施工業者からの請求書(事業費の内訳が記載されたもの)及び領収書の写し等を添付し、市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による適法な請求を受けた日から30日までの間に補助金を交付する。

(補助金の取消し及び返還)

第11条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた自治会等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあつたとき。
- (2) 補助金を対象外の目的に使用したとき。
- (3) 第8条第1項の規定により、事業が中止されたとき。
- (4) その他不正な行為があつたとき。

(防犯灯の維持管理)

第12条 防犯灯の維持管理は、当該防犯灯の設置等を行った自治会等が維持管理費を負

担し、適切に行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(補助金額の特例)

2 令和8年4月1日から令和9年2月28日までにされた交付申請に係る補助金の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に防犯灯1灯につき2,000円を加算する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日前に完了した事業については、なお、従前の例による。